様式第6号(第15条関係)

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　丸亀市長　　　　　　　　　印　入所（園）保留通知書申込みのありました保育施設の入所については、次の理由により保留となりましたので通知いたします。 |
| 児童の氏名及び　生年月日 | 　　年　　月　　日　 |
| 保留となった理由 |  |
| 保留の有効期限 |  |
| 備考 |  |
| 本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。 |